

令和6年度報酬改定の方向性 （障害児支援関係）

※令和6年1月（資料作成日）時点

1

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム※」 で検討されている内容等

※報酬改定の検討を行うため、有識者が参画し公開の場で議論等を実施

参照：厚生労働省HP

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html#h2_free4

検討されている内容（基本的な方向性）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36775.html

2

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）

主な改定項目（障害児支援関係）

- (1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
- (2) 質の高い発達支援の提供の推進
- (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実
- (4) 家族支援の充実
- (5) インクルージョンの推進
- (6) 障害児入所支援における支援の充実
- (7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

参照：厚生労働省HP 3

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）

主な改定項目（障害児支援関係）

(1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- ①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備
- ②児童発達支援センターの機能・運営の強化

(2) 質の高い発達支援の提供の推進

- ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等
- ②関係機関との連携の強化
- ③将来の自立等に向けた支援の充実

(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

- ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実
- ②強度行動障害を有する児への支援の充実
- ③ケアニーズの高い児への支援の充実
- ④継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実
- ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

(4) 家族支援の充実

- ①家族への相談援助等の充実
- ②預かりニーズへの対応

(5) インクルージョンの推進

- ①児童発達支援・放課後等デイサービスにおける
インクルージョンに向けた取組の推進
- ②保育所等訪問支援の充実

(6) 障害児入所施設における支援の充実

- ①地域生活に向けた支援の充実
- ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進
- ③支援ニーズの高い児への支援の充実
- ④家族支援の充実

(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

- ①質の高い相談支援を提供するための充実・強化
- ②医療等の多様なニーズへの対応

参照：厚生労働省HP 4

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（1）児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。
- 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を参考に設定するとともに、難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う。

② 児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に、中核拠点型のセンターの評価も参考に、一定の評価を行う。

参照：厚生労働省HP 5

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（2）質の高い発達支援の提供の推進

① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、**5領域[※]を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし**、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
※5領域…「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性
- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、**5領域とのつながり**を明確化した事業所全体の支援内容を示す**プログラムの策定・公表**を求めるとともに、未実施の場合の**報酬の減算**を設ける。
- 児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や**経験年数に応じた評価**を行う。
- 専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を**統合**し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価する。
- 基本報酬**について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、**極めて短時間の支援**は算定対象から**原則除外**するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、基準において実施方法を明確化する。

参照：厚生労働省HP 6

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

(2) 質の高い発達支援の提供の推進

② 関係機関との連携の強化

- **関係機関連携加算（1）**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、**個別支援計画作成時以外**に情報連携を行った場合の評価を行う。
- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、**セルフプラン**で複数事業所を併用する児について、**事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価**を行う。
※併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画（セルフプラン）を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

③ 将来の自立等に向けた支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの状態等も踏まえながら、**通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価**を行う。
- 放課後等デイサービスにおいて、**高校生**について、学校や地域との連携の下、学校**卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価**を行う。

参照：厚生労働省HP 7

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを行う。
- **主として重症心身障害児を通わせる事業所**についての**評価の見直し**を行う。
- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援を行った場合の評価**を行う。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の**送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価**を行う。
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加する。
- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

② 強度行動障害を有する児への支援の充実

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、**評価を充実**する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。
- 放課後等デイサービスの**個別サポート加算（1）**について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、**強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価**を充実する。

参照：厚生労働省HP 8

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（3）支援ニーズの高い児への支援の充実

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。
- 難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。
- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 児童発達支援の**個別サポート加算（Ⅰ）**について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、**基本報酬に包括化**して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、**放課後等デイサービス等での評価も参考に**、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、**学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価**を行う。

参照：厚生労働省HP 9

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（3）支援ニーズの高い児への支援の充実

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、支援時間に下限を設定する。訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価を行う。（再掲）

参照：厚生労働省HP 10

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（4）家族支援の充実

① 家族への相談援助等の充実

- 家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。
- 事業所内相談支援加算**（事業所での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、**評価の見直し**を行う。
- きょうだい**への支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算において、きょうだいも相談援助等の**対象であることを明確化**する。
- 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、**家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価**を行う。
- 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援について、児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。

② 預かりニーズへの対応

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算を見直し**、一定の時間区分を超えた**時間帯**の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
※延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

参照：厚生労働省HP 11

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（5）インクルージョンの推進

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の**個別支援計画等**において具体的な取組等について**記載し**その実施を求める。
- 保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への**移行前**の移行に向けた**取組についても評価**を行う。

参照：厚生労働省HP 12

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（5）インクルージョンの推進

② 保育所等訪問支援の充実

- 保育所等訪問支援において、効果的な支援を確保・促進する観点から、
 - ・ 訪問支援時間に下限を設定する。個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める。
 - ・ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。
 - ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。
 - ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価、訪問先評価の実施・公表を求める。
- 訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。
- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を行う。
また、強度行動障害を有する児について、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う（再掲）

参照：厚生労働省HP 13

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（6）障害児入所施設における支援の充実

① 地域生活に向けた支援の充実

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。
- 移行支援にあたっての関係機関との連携を強化する観点から、移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。
- 体験利用の活用を促進する観点から、強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等の支援を行った場合の評価を行う。
- 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。
- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、
 - ・ 小規模グループケア加算について、児童養護施設の取組も参考に、より小規模なケアの評価の見直しを行う。
 - ・ 小規模グループケア加算（サテライト型）について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。
- 福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う。

参照：厚生労働省HP 14

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（6）障害児入所施設における支援の充実

③ 支援ニーズの高い児への支援の充実

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。
加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。
- 被虐待児に対して医療等の関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

④ 家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

参照：厚生労働省HP 15

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

（7）障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する事業所向けの機能強化型の基本報酬及び算定要件の見直しを行う。
- 主任相談支援専門員配置加算について、地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に対する助言指導等を担っている場合の評価を行う。
- 地域体制強化共同支援加算について、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても対象に加える。
- 市町村毎のセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、自治体による障害福祉計画に基づく計画的な相談支援専門員の養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合を追加する。
- 対象者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する観点から、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、相談支援事業所への情報提供を義務化する。

参照：厚生労働省HP 16

令和6年度報酬改定の方向性（障害児支援関係）改定項目

(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

② 医療等の多様なニーズへの対応

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、多機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの評価の見直しを行う。具体的には以下のとおり。
 - ・医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても評価する。
 - ・医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院への同行や関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とすることや、連携の対象に訪問看護の事業所を加えることや、算定回数などの評価の見直しを行う。
 - ・上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、評価の見直しを行う。
- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。
- 要医療児者支援体制加算等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とする。

参照：厚生労働省HP 17

令和6年度報酬改定の方向性（その他）参考

持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

(1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保

- ①処遇改善加算の一本化
- ②処遇改善加算の対象サービスの追加
- ③相談支援人材の確保
- ④人員配置基準における治療との両立支援への配慮

(2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策

- ①障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和
- ②相談支援におけるICTの活用等
- ③管理者の兼務範囲の明確化
- ④テレワークの取扱い
- ⑤事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ⑥介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減について
- ⑦生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

(3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価

- ①経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ②視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
- ③栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
- ④生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
- ⑤情報公表制度について

(4) 障害者虐待の防止・権利擁護

- ①障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
- ②同性介助について

(5) 経過措置への対応（食事提供体制加算等）

- ①食事提供体制加算の経過措置の取扱い
- ②児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等
- ③補足給付の基準費用額等について
- ④行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長
- ⑤居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
- ⑥業務継続に向けた取組の強化
- ⑦地域区分について

参照：厚生労働省HP 18

参考 | 令和6年度報酬改定に関する予定（国）

2月：報酬改定（案）の取りまとめ

3月：関係告示の改正、通知等の発出

参照：厚生労働省HP 19

神戸市からのお願い

神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業

重症心身障害児者、医療的ケア児者の

『災害時個別避難計画（避難マニュアル）』作成推進への協力依頼

「災害時個別避難計画（避難マニュアル）」とは

重度障害児者等の災害時要援護者が、予め、どのような避難行動をとればよいかについて一人ひとりの状況にあわせて、避難場所、緊急連絡先や、配慮してほしいこと等の情報をまとめたもの

同マニュアルの作成により、災害発生時に

- ・避難者が“何をすればいいか”を即確認できるようにし、スムーズな行動につなげる
- ・関係者と事前に共有し、安否確認・救護などにつなげる

対象者（優先的に作成を進めている方）

神戸市にお住まいで、次のいずれかに該当する方（施設に入所者を除く）

- ・身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級、かつ療育手帳A判定の交付を受けている方
- ・医療的ケアが必要な方

作成についての問合せ・相談先

神戸医療福祉センターにこここハウス（事業受託者）
Tel.078-743-2525



対象者がいらっしゃいましたら、ご案内をお願いします。